RPS法の施行状況について

平成15年5月

1.法律の概要

・本法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法:通称「RPS 法」(注 1))は、一定量以上の新エネルギー等電気(注 2)の利用を、電気事業者(注 3)に義務づけるもの。

(注 1) R P S : Renewables Portfolio Standard

(注 2)新エネルギー等電気:太陽光、風力、バイオマス、中小水力(水路式で 1000kW 以下)及び

地熱を変換して得られる電気で、認定設備により発電したもの

(注3)電気事業者:一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者

2.利用目標の決定

・総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会(昨年10月及び11月)の議論を 踏まえ、本年1月27日に経済産業省告示として下記の利用目標を決定。

ただし、平成22年度には全ての者が一律に目標比率(1.35%)となるようにしつつも、平成21 年度までは経過措置を適用し、新エネルギー等電気の利用実績を勘案して義務比率を軽減。

<新エネルギー等電気利用目標>

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22
目標量(億kWh)	73.2	76.6	80.0	83.4	86.7	92.7	103.3	122.0

(参考:各年度の目標量の、当該各年度の前年度の全国電力販売量(見込み)に対する比率) 目標比率(%) 0.87* 0.91 0.94 0.97 0.99 1.05 1.16 **1.35**

3.発電設備の認定

- ・昨年12月6日より、新エネルギー等による発電設備の認定事務を開始し、本年5月1日現在600件の設備認定を完了。
- <平成15年5月1日現在の設備認定状況>

	合計件数	合計設備容量(kW)
風力発電設備	132	419,058
太陽光発電設備	18,667	69,021
パイオマス発電設備	173	1,423,179
中小水力発電設備	258	109,473
混在型	4	1,016
合計	19,234	2,021,747
(住宅用太陽光以外)	600	-

4.新エネルギー等電気の利用義務の発効〕

・本年4月1日より、本法が全面施行され、電気事業者は、上記2.に基づき算定される各電気事業者毎の義務量を、上記3.により認定を受けた発電設備から調達しなければならないこととなった。

^{*}平成15年度目標比率は、確定値